

議案第167号

川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年11月26日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例の一部を改正する条例

川崎市区の設置並びに区の事務所の位置、名称及び所管区域を定める条例（昭和46年川崎市条例第38号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び所管区域」を「、所管区域及び事務分掌」に改める。

第1条中「及び所管区域」を「、所管区域及び分掌する事務」に改める。

第3条の次に次の1条を加える。

（区の事務所が分掌する事務）

第4条 区の事務所が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 安全で安心なまちづくりに関すること。
- (2) 地域における保健衛生、社会福祉及び社会保障に関すること。
- (3) 子ども及び子育ての支援に関すること。
- (4) 暮らしやすい地域づくりに関すること。
- (5) その他区民に身近な行政サービスに関すること。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方自治法の一部改正に伴い、区の事務所が分掌する事務を定めるため、この条例を制定するものである。